

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！ (平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。)

大事なお知らせ

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには市町へ申請(認定請求)が必要です。可能な限り8月2日～8月31日に、お住まいの市町へ申請してください。



児童扶養手当とは？



父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

次の～のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町にご相談ください。

父母が婚姻を解消した子ども
母が死亡した子ども
母が一定程度の障害の状態にある子ども
母の生死が明らかでない子ども
その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)



手当額(月額)は？

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

個々の手当額については、お住まいの市町にお問い合わせください。

児童1人の場合

全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円

児童2人以上の加算額

2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の方が受給するためには？

児童扶養手当を受給するには、お住まいの市町への申請が必要です。

申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。

既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月2日より前でも申請ができます。

また、8月中に申請できなかった方は、平成22年11月30日までに申請してください。

平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

8月～11月分が支給されるのは12月です。ただし、11月に申請された場合、認定及び支給処理に要する日数の関係で、1月支給となる場合があります。

11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

申請手続きに必要なものは？

申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本や住民票が必要です。詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。